



平成 27 年 5 月 18 日

各 位



会 社 名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 阿多 親市  
(コード番号 4726 東証第一部)  
問合せ先 取締役 CFO 管理統括 長田 隆明  
(TEL 03-6892-3063)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 17 日に開催される予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 37 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除) 第37条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月17日(水)

定款変更の効力発生日

平成27年6月17日(水)

以上